

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う福岡市個人情報保護制度のあり方について
(答申)

270608

目次

答申に当たって	1
福岡市個人情報保護条例の改正の方向性.....	4
第 1 章 総論	4
第 1 改正案の考え方	4
第 2 「個人情報」, 「特定個人情報」等の用語の定義	5
第 2 章 番号法第 29 条（情報提供等記録を除く特定個人情報に関する条例改正） 及び第 30 条（情報提供等記録に関する条例改正）を踏まえた条例改正	13
第 3 保有特定個人情報の目的外利用, 提供の制限（条例 10 条関係）	15
第 4 開示・訂正・利用停止請求の任意代理人への拡大	21
第 5 開示に関する手数料の減免（31 条）	31
第 6 保有特定個人情報開示の他の開示制度優先原則の排除（69 条）	35
第 7 情報提供等記録に関する開示・訂正時の移送の制限（28 条, 40 条）	39
第 8 情報提供等記録の訂正時の通知先（照会者・提供先・総務大臣）への通知 （41 条）	41
第 9 保有特定個人情報に関する利用停止請求権の特例（42 条）	45
第 3 章 条例独自規定への対応	51
第 10 電子計算機結合に関する制限（12 条）	51

●主要用語索引

- 個人情報・・・・・・・・・・5, 7, 8
- 個人番号・・・・・・・・・・6, 10
 - 提供の要求・・・・・・・・16
 - 利用・・・・・・・・・・15, 16
- 死者の情報・・・・・・・・・・9
- 情報提供等開示システム・・・・35
- 情報提供等記録・・・・・・・・10
 - 利用停止の特例・・・・47
- 特定個人情報・・・・・・・・1, 6, 10
 - 提供・・・・・・・・・・15, 16
 - 利用停止の特定・・・・46
- 特定個人情報ファイル・・・・1
- 任意代理人・・・・・・・・21～23
- 保有特定個人情報・・・・10, 15
- 目的外利用・・・・・・・・2, 15

●番号法 29 条, 30 条の読み替え

- 行政機関個人情報保護法 8 条関係・・・・・・・・17～18
- 行政機関個人情報保護法
 - 12 条, 13 条, 14 条 1 号, 27 条 2 項, 28 条 2 項, 36 条 2 項・・・・24～27
- 行政機関個人情報保護法 25 条関係・・・・・・・・37
- 行政機関個人情報保護法 26 条・・・・・・・・32
- 行政機関個人情報保護法 35 条関係・・・・・・・・42
- 行政機関個人情報保護法 36 条関係・・・・・・・・48～49

答 申 に 当 た っ て

(経緯)

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」(以下「番号法」といいます。)が公布され、平成27年10月から国民に個人番号が指定され、通知されることとなり、この法律が本格的に施行されることとなっています。

(法律の趣旨・目的)

この番号法に定める個人番号の制度は、その特定の個人を識別することができる機能を活用して、行政事務の処理に際して異なる分野での情報を照合して同一人であることを確認するシステムを運用することによって、行政運営の効率化や公正な給付と負担の軽減を図るとともに、また手続の簡素化による国民の負担の軽減や本人確認に際しての利便性を向上するなどを目的としています。

(個人情報との関係)

他方で、地方公共団体は、個人番号を通知する業務を始め、社会福祉制度や地方税などの分野でも、市民に最も身近なサービスを行っていることから、番号制度がもたらす影響は直接的かつ大きなものがあると思われま

す。この影響は、上記のような利便性や効率性といったプラスの側面がある半面、個人番号という個人を特定することができる強力な手段が、仮に漏えし、悪用された場合には、市民の個人情報が漏れたり、成りすましが行われたりすると、個人にとって甚大な不利益を生じる可能性があります。

このような事態が生じないよう、番号法においても、個人番号の利用に関する施策においては、個人情報の保護に十分に配慮しつつ行うものとされ、個人番号その他特定個人情報の取り扱いの適正を確保するための措置が規定されています。

また、番号法は、市民の個人情報を保有し、利用することとなる地方公共団体に対して、国の機関が講じることとされている措置に準じた措置を講じるように求めています。

当審議会では、番号法が求める保護措置を中心に、福岡市の個人情報保護の在り方について審議し、答申するに至ったところですが、個人番号制度が個人の権利利益に与える影響については、個人情報保護条例の改正のみの対策で万全ではないことは言うまでもありません。

システム自体の安全性、それを運用する手順の安全性を確保することはもちろんのこと、番号法や個人情報保護条例の制度上の個人情報の保護措置についても、業務に携わるそれぞれの職員が習熟し、かつ、実行することによってはじめて効果があるものであることは強調したいと思いますし、そのように運用されることを強く望みます。

(答申の経緯)

当審議会は、平成27年3月30日に福岡市長から「行政手続における特定の個人を識

別するための番号の利用に関する法律の施行に伴う福岡市の個人情報保護制度のあり方」について諮問を受け、同日に「個人情報保護審議会」を設置して、3月30日、4月22日、5月14日、5月27日、6月24日及び7月22日の計6回の審議を行い、答申をまとめるに至りました。

(挨拶)

最後に、熱心に審議をいただいた委員各位に敬意を表し、感謝を申し上げます。

福岡市個人情報保護条例の改正の方向性

第1章 総論

第1 条例改正の考え方

番号法施行に伴う個人情報の保護の施策については、番号法第31条に規定の趣旨に鑑み、現行条例を改正することによって特定個人情報を保護するために必要な措置を講じることが適当である。

ただし、福岡市としても番号法第5条に規定するように、特定個人情報の取り扱いの適正の確保とともに、個人番号の利用に関しても自主的・主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するよう要望する。

【説明】

番号制度の導入に伴い、きめ細やかな社会保障給付や行政事務及び手続の簡素化・負担軽減等が実現できることとなり、これらの業務の実施過程において、多くの特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）が利活用されていくこととなる。これらの効果は、個人番号が有する個人を特定する機能によりもたらされるものである。

しかし、個人番号は各種の個人情報を正確に名寄せすることのできるものであり、悪用された際の危険性が一般の個人情報と比べ高いと考えられることから、特定個人情報について現行個人情報保護法制の各種保護措置よりも手厚い保護措置を講じるために、番号法では現行個人情報保護法制の特別法として、各種保護措置を講じている。

一方、現行の個人情報保護法制は、主に民間事業者を対象とする個人情報保護法と、行政機関を対象とする行政機関個人情報保護法等、そして各地方公共団体の定める個人情報保護条例等が存在する。

福岡市でも、番号法により特定個人情報を保有することとなるが、特定個人情報は個人番号をその内容に含む個人情報であり、市の機関に適用される個人情報の一般的規定である福岡個人情報保護条例で保護される個人情報に該当する。したがって、特定個人情報については、まず条例の各種保護措置が及ぶこととなる。

番号法での特定個人情報の保護措置の規定は、一般法の読替の形式にて規定している場合と、条文を新規に書き起こして規定している場合とがある。番号法はあくまで特別法であるため、一般法の読替で規定できるものについては読替の形式をとり、そうではないもの、すなわち、番号法独自の新たな規制を行う場合や一般法の対象外の者に対し規制を行う場合は、番号法において条文を書き起こして規定している。

番号法において書き起こしの条文形態にて規定されたものについては、福岡市に対しても直接適用されることとなるが、前者の、一般法の読替の形態にて規定された内容につ

いては、地方公共団体は番号法第 31 条に基づき、行政機関等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、条例改正等の必要な措置を講じなければならないこととされている。

これらの番号法の規定の趣旨に鑑みて、福岡市個人情報保護条例について一部を改正することにより、本市が保有する特定個人情報の保護その他適正な取扱いのために必要な措置を講じることが必要である。

また、これとともに、番号法第 5 条では地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取り扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする」と規定している。このため、福岡市においても、個人番号の利用及び取り扱いの適正の確保のための取り組みについて、自主的に地域の特性に応じた施策を実施することが必要と考える。

(参考)

番号法

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取り扱いの適性を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)

第 31 条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者（特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であって、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。）が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあっては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

第2 「個人情報」、「特定個人情報」等の用語の定義について

- 1 「個人情報」の定義(これを前提とする「特定個人情報」等も含め)が、番号法に規定する自治体に適用されるものと市条例のものとは、~~「個人情報」の定義が異なっている。~~**が、しかし、死者に関する情報も適正な取扱いを確保する観点から、現行の市条例で定めているようにの定義の考え方を特定個人情報に関しても維持すること、すなわち、① 他の情報と照合することによって個人が特定できる場合について「容易に」の要件を加重しない課さないこと、② 死者の情報も含めることは、維持することとする**ことが適当である。
- 2 その他番号法で使用されている、~~「特定個人情報」~~「保有特定個人情報」、「情報提供等記録」等について定義を設けることが適当である。

【説明】

(1) 「個人情報」の定義について

番号法で規定された「特定個人情報」も個人情報保護法制で保護される個人情報に該当し、本市条例の規律の対象となる。番号法での特定個人情報の定義は、行政機関個人情報保護法等の個人情報保護に関する法制度の「個人情報」の定義を引用しているため、本市の「個人情報」との定義との違いが生じることとなる。

すなわち、番号法上地方公共団体に適用される「個人情報」の定義は、番号法第2条第3項により「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項の規定(「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)」)が適用されるため、市の条例の定義とは、「生存する」という限定がある点と、他の情報と「容易に」照合できるものを含むとしている点が市の条例と異なっている。

① 「個人情報」の定義について照合の容易性を要件を付加しないことについて

現行の条例では上記のように「個人情報」は照合の容易性を要件としていないが、これはより広い範囲の個人情報を保護の対象とする趣旨である。そして、その情報に番号情報が付加された情報について、あえて照合の容易性があるものに限定すべき積極的理由を見出すことはできず、また、番号法が保護の対象としていない「照合が容易でない」特定個人情報についても条例で保護の対象とすることは、本市の個人情報の保護の観点からも有意義であると考えられる。

② 特定個人情報に死者の情報を含めること。

本市の条例では、死者に関する情報についても、適正な取扱いを確保する必要があることから条例での保護の対象としている。

個人番号を内容に含む個人情報に死者を含めることは、番号法から見ると死者の情報について番号法よりも厳格な規制を設けることとなるが、① 本人の死の時点を境

として保護の対象ではないとして取り扱いが異なることは適当ではないこと、②番号法が求める生存者の情報の保護措置に準じて厳格な保護措置を取ることは、本市の個人情報の保護の観点からも有意義であることと考えられる。

(2) 「保有特定個人情報」、「情報提供等記録」等の新たな用語の定義について

特定個人情報に関し、福岡市個人情報保護条例で必要な保護措置等を規定するにあたって、番号法で使用されている用語等について、必要な範囲内で、定義規定を設けることが適当である。その主要な用語として次のようなものが考えられる。

① 「特定個人情報」又は「保有特定個人情報」

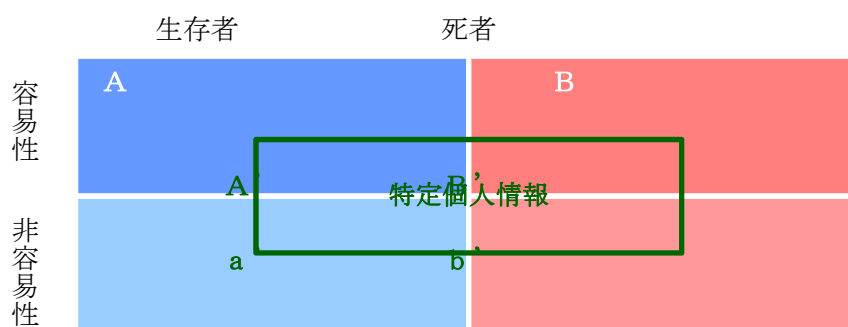
特定個人情報に係る保有個人情報についての取り扱いに関し、条例で、目的外の利用制限を厳しくすること、提供を番号法の範囲内に制限すること、開示請求等に関して任意代理人を認め、事案の移送を行わないことなどの特例を定めているため、その他の保有個人情報と区分するため、用語の定義を置くことが適当である。

② 「情報提供等記録」

番号法 23 条で「情報提供ネットワークシステム」を利用して特定個人情報の提供の求めや提供を行う際には、情報照会者・提供者の名称、それらの日時、特定個人情報の項目等を記録・保存しなければならないこととなっている。そして、これらの記録については、条例で、目的外の利用を一切認めないこと、提供を番号法の範囲内に制限すること、開示請求等に関して任意代理人を認め、事案の移送を行わないこと、利用停止請求を認めないことなどの特例を規定すべきこととされているため、用語の定義規定を置くことが適当である。

【参考】

(個人情報の概念図)



番号法上自治体の「個人情報」 A

番号法上自治体の「特定個人情報」 A'

市条例の「個人情報」 A + a + B + b

市条例の「特定個人情報」 A' + a' + B' + b'

(参考条文)

番号法	市条例
<p>第2条</p> <p>3 この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であって独立行政法人等が保有するもの又は<u>個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する個人情報であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。</u></p> <p>【個人情報保護法】</p> <p>第2条 第1項</p> <p>この法律において「個人情報」とは、<u>生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</u></p> <p>【行政機関個人情報保護法】</p> <p>第2条 第2項</p> <p>この法律において「個人情報」とは、<u>生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</u></p> <p>5 この法律において「個人番号」とは、</p>	<p>第2条</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p>

<p>第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。</p> <p>8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第六十七条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。</p>	
--	--

【現行条例】

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 略

(2) 個人情報 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(3) 保有個人情報 実施機関の職員（地方独立行政法人福岡市立病院機構、福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社にあつては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

(4) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(5)～(8) 地方三公社 略

第2章 番号法第29条（~~行政機関個人情報保護法等の特例~~情報提供等記録を除く特定個人情報に関する条例改正）及び第30条（~~情報提供等記録についての~~に関する特例条例改正）を踏まえた条例改正

番号法第29条では情報提供等記録を除く特定個人情報について、同法第30条では情報提供等記録について行政機関個人情報保護法の適用除外及び読替規定を定めている。~~番号~~同法第31条では「地方公共団体が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとする」と規定されていることに鑑み、本市の条例においても、これらの読み替え規定を踏まえ、以下の項目について条例改正等必要な措置を講じることが適当である。

【参考】

- 番号法29条及び30条の行政機関個人情報保護法の読み替えの項目は以下の通り。

項目	番号法 29 条読み替え 特定個人情報(情報提供等記録を除く。)の措置	番号法 30 条 1 項読み替え 情報提供等記録の措置	条例該当条 項
第3 目的外利用	目的外利用を、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は同意を得ることが困難であるときのみ	目的外利用を認めない	10 条 10 条の 2
提供	提供が認められる場合を番号法と整合させる	提供が認められる場合を番号法と整合させる	10 条
第4 開示・訂正・利用停止等の請求者	本人、法定代理人のほか、任意代理人による請求を認める	本人、法定代理人のほか、任意代理人による請求を認める(利用停止は不可)	18, 33, 42 条
第7)開示・訂正の移送	—	移送は行わない	28, 40 条
第8)訂正時の通知先	—	総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に変更	41 条
第9 利用停止	利用停止を請求することができる場合として番号法違反の場合(目的外利用制限違反, 収集・保管制限違反, ファイル作成制限違反, 提供制限違反)を追加	利用停止を認めない	42 条

第5 開示に関する手数料	開示手数料の減免・免除を認め	開示手数料の減免・免除を認める	(31 条)
第6 他法令との調整	他の法令による開示の実施との重複を認める	他の法令による開示の実施との重複を認める	69 条

第3 保有特定個人情報の目的外利用、提供の制限 (条例第10条関係)

- 1 保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。)については、**特定個人情報の保護の厳格化の必要があること、及び番号法により原則的な提供の禁止とその例外を定めていることから**、原則として目的外利用を禁止し、例外的に「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」にのみ目的外利用を認めることとする規定を設けること、他への提供は**番号同法第19条**が認める場合以外には**禁止すべき**規定を設けることが適当である。
- 2 また、情報提供等記録については、**不正な情報のやり取りを抑止するためのログ記録であるという特性等に鑑み**、一切の目的外利用及び番号法が認める場合以外に他への提供を一切禁止し、**実施機関内において自ら目的内での利用しかできないこととする**規定を設けることが適当である。

【説明】

現行の条例では、第10条で保有個人情報についての原則的な目的外利用の禁止と他機関への提供の禁止を規定している。しかし、目的外利用については法令等に定めがあるとき等7項目にわたって例外的に許容される場合を掲げ、また他機関への提供についても法令等に定めがあるとき等3項目にわたって例外的に許容される場合を掲げている。

しかしながら、保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。)に関しては、情報管理の厳格化を図るため、番号法は、例外的に目的外利用ができる場合を「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」にのみ限定し、また他機関への提供は番号法が認める場合以外は禁止することとされている。

さらに、情報提供等記録に関しては、情報ネットワークシステムでの不法・不正な情報のやり取りを抑止する目的で、自動的に記録されるログ記録であるという情報の特性から、一切の目的外利用を禁止し、番号が許容する場合以外の他機関への提供を一切禁止している。

【参考】

(番号法29条、30条の読み替え)

行政機関個人情報保護法8条関係条文

読み替え前	29条1項	30条1項
(利用及び提供の制限) 第八条 行政機関の長は、 <u>法令</u> に基づく場合を除き、利用目	(利用及び提供の制限) 第八条 行政機関の長は、 <u>利用</u> <u>目的</u> 以外の目的のために保	(利用及び提供の制限) 第八条 <u>同左</u>

<p>的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p>	<p>有個人情報を <u>自ら利用してはならない</u>。</p>	
<p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 <u>本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</u></p> <p>二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を <u>自ら利用する</u> ことができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために <u>自ら利用する</u> ことによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 <u>人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。</u></p> <p>(適用除外)</p> <p>(適用除外)</p>	<p>(適用除外)</p>

<p>行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。</p>	<p>(適用除外)</p>	
<p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p>	<p>(適用除外)</p>	
<p>4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。</p>	<p>(適用除外)</p>	

【現行条例】

(利用及び提供に関する制限)

第 10 条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者へ提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者へ提供することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある

と認められるときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護のために緊急に必要があるとき。
- (5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は他の実施機関若しくは国等に提供するとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき。

第4 開示・訂正・利用停止請求の任意代理人への拡大

本市の個人情報保護条例では行政機関個人情報保護法と異なり、開示、訂正、利用停止の請求ができる者は本人（18条1項）及び法定代理人（同条2項1号）のほか、補佐保佐人、補助人及び任意後見人（同項2号）についても認めているところである。~~が、番号法に規定するところに鑑み、~~しかし、保有特定個人情報に係る請求については、特に不正な情報のやり取り等について本人が確認する権利を実質的に保障すること、すなわち本人が開示等の請求をすることができない場合にも開示等の請求ができるようにするため、任意代理人にも請求を認めることが適当である。一方、通常の個人情報の開示等の請求ができる者の範囲については、現行の規定を維持することが適当である。

ただし、保有特定個人情報の開示等の請求を任意代理人へ拡大することにより、本人の利益を害することの無いよう、また請求に際して通常の個人情報と特定個人情報の請求について運用上の混乱が生じることが無いようにすることを要望する。

【説明】

番号法は、行政機関等及び各地方公共団体の間で、「情報提供ネットワークシステム」によって特定個人情報の提供を行うこととされている。

この「情報提供ネットワークシステム」とは、番号法第2条第14号で「行政機関の長、地方公共団体の機関等の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子計算機組織であって、(略)第19条第7号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、(略)総務団人が設置し、及び管理するものをいう。」と規定されており、このシステムによって簡易迅速に特定個人情報のやり取りが可能になり、住所情報や所得情報等の自治体間でのやり取りが可能なることによって、きめの細かい社会保障給付や正確な所得把握等の実現やより正確な行政を実現するためのものとされている。

一方、このシステムの導入に伴い不正な情報提供等がなされる懸念もあり得ることから、開示請求、訂正請求及び利用停止請求といった本人参加の権利の実質的な保障が重要となるものとされている。

このため、これらの権利が容易に行使できるよう、情報提供等記録開示システムを整備して情報提供等の記録の開示等を容易に行えるようにするとともに、インターネット接続が困難で、かつ書面請求も困難な者についても容易に開示請求権等を行使できるよう、任意代理を認める必要がある。

また、個人番号が利用される社会保障・税分野の手続は、専門家である税理士や社労士などの代理人に手続を委任するニーズが高いことから、開示等の請求を任意代理人に認めることが利便性向上に資するところでもある。

ところで、特定個人情報の開示請求等について任意代理人による請求を認める場合

には、本人の意思に反して、又は本人の意思を偽装しての請求される可能性もある。
 このことは、現行条例で認めている法定代理人や保佐人、補助人又は任意後見人(審判等で開示請求についての代理権が付与されているものに限る)についても同様であるが、特に特定個人情報の場合は個人番号がいったん流出した場合の本人の権利の侵害のおそれは大きいことが予想されるため、開示決定の際に「本人の生命、身体、健康、生活又は財産を侵害する恐れがある情報」(条例第20条第1号)として開示できないこととすべきかどうかをより客観的かつ慎重に判断する必要があることに留意すべきである。

また、任意代理人による開示等の請求は保有特定個人情報についてのみ認め、それ以外の保有個人情報については法定代理人等しかできないこととなる。このため、任意代理人からの開示請求の際には「特定個人情報」の請求である旨を表示させるなど、運用に留意を払う必要があることに留意すべきである。

【参考】

(番号法 29 条, 30 条の読み替え)

行政機関個人情報保護法 12, 13, 14 条 1 号, 27 条 2 項, 28 条 2 項, 36 条 2 項関係

読み替え前	29 条 1 項	30 条 1 項
第四章 開示、訂正及び利用停止 第一節 開示 (開示請求権) 第十二条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。	/	/
2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</u> は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。	2 <u>未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)</u> は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。	2 同左
(開示請求の手続)	/	/

<p>第十三条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。</p> <p>一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項</p>		
<p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の<u>法定代理人</u>であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の<u>代理人</u>であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>	<p>2 同左</p>
<p>3 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p>		

<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第十四条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一 開示請求者(第十二条第二項の規定により<u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</u>が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p>	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第十四条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一 開示請求者(第十二条第二項の規定により<u>代理人</u>が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p>	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第十四条 同左</p>
<p>(訂正請求権)</p> <p>第二十七条</p> <p>2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。</p>	<p>2 <u>代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。</p>	<p>2 同左</p>
<p>(訂正請求の手続)</p> <p>第二十八条</p> <p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に</p>	<p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に</p>	<p>2 同左</p>

<p>係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の<u>法定代理人</u>であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>	<p>係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の<u>代理人</u>であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>	
<p>(利用停止請求権) 第三十六条 2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p>	<p>第三十六条 2 <u>代理人</u>は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p>	<p>(適用除外)</p>

【現行条文】

(開示請求権)

第 18 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 次に掲げる者（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- (2) 保佐人、補助人又は任意後見人（家庭裁判所の審判又は任意後見契約により、開示請求について代理権を付与されていると認められる者に限る。）

(開示請求の手続)

第 19 条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による開示請求にあっては、当該本人の法定代理人等であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 (略)

(保有個人情報の開示義務)

第 20 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第 18 条第 2 項の規定により法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項並びに第 29 条第 1 項において同じ。）の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 以下（略）

(訂正請求権)

第 33 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 第 18 条第 2 項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

(訂正請求の手続)

第 34 条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

3 第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定は、訂正請求について準用する。

利用停止請求権（42 条） 後掲

第5 開示に関する手数料の減免 (条例第31条)

本市条例では、開示に係る手数料については無料である~~。一方~~、番号法が求める市民の経済状況によらずに保有特定個人情報を確認することはすでに可能となっている。

一方、写しの交付の方法により開示する場合には、その作成及び送付に要する費用を負担しなければならないこととしているが、通常、個人情報開示に係る写しの費用が高額にわたることは想定しにくいこと、閲覧することによっても自己情報の確認の目的は達成できることを考慮すると、現行条例の規定は維持することが適当である。

【説明】

個人番号は国民全員に付番されるものであり、個人番号が付された自己の情報が不正に転々流通したり不正な取扱いがなされていないかとの国民の危惧に対応するためには、個人の経済的事情によらずに、個人自ら特定個人情報を容易に確認できるようにすることが重要である。また、特定個人情報は、不正確な場合に個人に与える影響が大きく、この点からも本人が自己の特定個人情報の正確性を確認しやすくすることが求められる。

そこで、行政機関個人情報保護法による個人情報の開示手数料を減免すべき規定が設けられている。

一方、本市では開示手数料は無料であり、写しの現在白黒コピーは1枚10円であり民間その他のコピー費用との均衡からみても適正なものといえ、また、特定個人情報の開示に係る写しの費用が高額になることは想定しにくく(100枚でも千円)、さらには、閲覧をすることによって自己情報の確認の目的は達成できると考えられる。

【参照条文】

法律等	条例等
-----	-----

<p>行政機関個人情報保護法（番号法 29 条読み替え後）》</p> <p>（手数料）</p> <p>第 26 条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。<u>この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p>《市条例》</p> <p>（費用の負担）</p> <p>第 31 条 前条第 1 項の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を受ける者は、市長が定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p>
<p>《番号法施行令》</p> <p>（特定個人情報の開示の請求に係る手数料の免除）</p> <p>第 33 条 行政機関の長（略）は、法第 29 条第 1 項又は第 30 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第 12 条の規定により特定個人情報の開示の請求を受けた場合において、当該特定個人情報に係る本人が、<u>経済的困難により行政機関個人情報保護法第 26 条第 1 項の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を免除することができる。</u></p> <p>《行政機関個人情報保護法施行令》</p> <p>（手数料）</p> <p>第 18 条 法第 26 条第 1 項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書一件につき、次の各号に</p>	<p>《同法施行令第 19 条の送付に要する費用の納付方法を定める省令》</p> <p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第 19 条に規定する総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。</p> <p>一 郵便切手又は総務大臣が定めるこれ</p>

<p>掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 次号に掲げる場合以外の場合 三百円</p> <p>二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合 二百円 （写しの送付の求め）</p> <p>第19条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、総務省令で定める方法により納付しなければならない。</p>	<p>に類する証票で納付する方法</p> <p>二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二十四条第三項の規定による申出をした場合において、当該申出により得られた納付情報により納付する方法</p>
---	--

第6 保有特定個人情報開示請求時の他の開示制度優先原則の排除 (条例第69条)

特定保有特定個人情報の開示については、今後整備されるマイポータルでの開示制度など簡易・迅速な開示請求制度が整備されること及びこれらの制度を利用できない者への利便などを考慮し、「法令又は他の条例等に、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を受けることができる旨が定められ、又は当該保有個人情報の訂正若しくは利用停止に関する特別の手続が定められている場合」であっても、市の条例による開示請求を認めることが適当である。

【説明】

番号法では、「情報提供等記録開示システム」を導入し、即座に保有特定個人情報をパソコン端末等で開示することができることが予定されている(平成29年以降)。この「情報提供等記録開示システム」とは、番号法附則第6条第5項で「総務大臣の使用に係る電子計算機と第23条第3項に規定する記録に記録された特定個人情報について総務大臣に対して第30条第2項の規定により読み替えられた行政機関個人情報保護法第12条の規定による開示の請求を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、その者が当該開示の請求を行い、及び総務大臣がその者に対して行政機関個人情報保護法第18条の規定による通知を行うために設置し、及び運用されるものをいう」とされ、将来的に自治体の開示請求においても活用されることが検討されることとなっている(附則第6項1号)。

すなわち、このシステムは、コンピュータを利用して自己の特定個人情報を自動的に開示する仕組みであり、請求の方法も開示の方法も電磁的方法であり、かつ開示までに要する時間も極めて短時間となることが想定されている。そのため他の法令による開示よりも、情報提供等記録開示システムでの開示の方が利便性が高いものと考えられること、インターネット接続が困難で、かつ書面請求も困難な者についても容易に開示請求権等を行使できるように配慮すべきことなどを考慮すると、他に開示制度がある場合であっても、条例による開示を行う意義がある。

【参考】

(番号法29条、30条の読み替え)

行政機関個人情報保護法25条関係

読み替え前	29条1項	30条1項
(他の法令による開示の実施との調整) 第二十五条 行政機関の長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る	(適用除外)	(適用除外)

<p>保有個人情報前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p>		
--	--	--

(番号法 附則第6条)

- 5 政府は、この法律の施行後一年を目途として、情報提供等記録開示システム（総務大臣の使用に係る電子計算機と第二十三条第三項に規定する記録に記録された特定個人情報について総務大臣に対して第三十条第二項の規定により読み替えられた行政機関個人情報保護法第十二条の規定による開示の請求を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、その者が当該開示の請求を行い、及び総務大臣がその者に対して行政機関個人情報保護法第十八条の規定による通知を行うために設置し、及び運用されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を設置するとともに、年齢、身体的な条件その他の情報提供等記録開示システムの利用を制約する要因にも配慮した上で、その活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 政府は、情報提供等記録開示システムの設置後、適時に、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用を視野に入れて、情報提供等記録開示システムを利用して次に掲げる手続又は行為を行うこと及び当該手続又は行為を行うために現に情報提供等記録開示システムに電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当該手続又は行為を行うべき者であることを確認するための措置を当該手続又は行為に応じて簡易なものとするについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ず

るものとする。

一 法律又は条例の規定による個人情報の開示に関する手続(前項に規定するものを除く。)

二, 三 略

【現行条例】

(法令又は他の条例等との調整)

第 69 条 法令又は他の条例等に、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を受けることができる旨が定められ、又は当該保有個人情報の訂正若しくは利用停止に関する特別の手続が定められている場合には、当該保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、当該法令又は他の条例等の定めるところによる。

第7 **第8** **情報提供等記録に関する開示・訂正請求時の移送の制限及び訂正時の通知先（照会者・提供先・総務大臣）の特例（条例第28条、第40条）**

1 開示・訂正請求時の移送の制限

情報提供等記録については、記録される情報が特定されており他の実施機関で開示決定等をする正当な理由があるときに想定されないため、~~関して、番号法30条1項により行政機関個人情報保護法21条及び23条の規定を適用除外としている趣旨に鑑み、情報提供等記録についてのその開示・訂正請求に当たっては、他の実施機関から提供等があった場合でも、事案を移送しないことが適当である。~~

2 訂正時の通知先の特例

また、~~情報提供等記録は、「情報提供ネットワークシステム」での情報のやり取りに係る記録であることから、を記録する番号法30条1項の規定により行政機関個人情報保護法25条を読み替えている趣旨に鑑み、情報提供等記録その訂正を実施した場合には、同システムの管理者である総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知する旨を規定することが適当である。~~

【説明】

情報提供等記録とは、情報提供等ネットワークシステムを利用して保有特定個人情報の求め又は提供を行う際に、情報照会者及び情報提供者が特定個人情報の提供の求め又は提供があったときに、①情報照会者及び情報提供者の名称、②提供の求めの日時及び提供があったときはその日時、③特定個人情報の項目、④その他総務省令で定める事項を電子計算機に記録する記録で(番号法第23条第1項)、いわゆる、情報のやり取りをする際のログ記録である。

ところで、番号法は、システム上で大量の特定個人情報を半ば自動的にやり取りする仕組みを取っているため、仮に情報が流出した場合には回収が極めて困難であり、また不正な情報提供がなされた場合には個人に対し重大な被害をもたらすことも予想され、不正な情報提供を抑止することが極めて重要である。このため、誰と誰との間度どのような情報が提供されたのかを記録・保存することにより、仮に問題が発生しても情報提供の記録を確認することを可能とするとともに、不正行為を防止するために「情報提供等記録」の仕組みを採用したものとされる。

一方、現行条例では開示・訂正請求があった場合、その保有個人情報~~が他の実施機関から提供されたものであるときなど、他の実施機関において開示・訂正決定をすることに正当な理由があるときは、その請求について事案を移送することができることとして~~いる。

しかし、情報提供等記録は、開示・非開示の決定するにあたって、その不開示とする情報については、あらかじめ類型的に確定しているものと考えられる。そのため、他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときに想定され

ず、また移送の規定を適用すると決定までに相当の日時を要するため、情報提供等の記録に対する即時の開示を期待している開示請求者の利益を著しく害するため、これを適用除外とするものとされている。また訂正請求についても同様の取り扱いとされている。

また、現行の条例では個人情報の訂正決定をした場合には、必要があると認めるときは、情報の提供者に通知するものとしている。

一方、情報提供等記録については、その訂正をした場合には、情報提供者に加え、情報照会者及び情報提供ネットワークシステム上の情報提供等記録を保有する総務大臣へ通知する必要があるとされている。

【参考】

(番号法 29 条, 30 条の読み替え)

行政機関個人情報保護法 35 条関係

読み替え前	29 条 1 項	30 条 1 項
<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第三十五条 行政機関の長は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>当該保有個人情報の提供先</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>		<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第三十五条 行政機関の長は、訂正決定（前条第三項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であって、当該行政機関の長以外のものに限る。）</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

【現行条例】

◎ 事案の移送

(事案の移送)

第 28 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 項, 3 項 略

(事案の移送)

第 40 条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第 28 条第 3 項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

◎ 訂正時の通知

(保有個人情報の提供先への通知)

第 41 条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

第9 保有特定個人情報に関する利用停止請求権の特例（条例第42条）

1 特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に関する利用停止の特例

保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）について~~番号法第20条1項により行政機関個人情報保護法第36条の規定が読み替えられた趣旨に鑑み、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）については、~~の利用停止請求ができる場合について、従前の情報が①適法に取得されたものでないとき、②目的を超えて保有しているときに加え、**番号法及びこの条例の保有特定個人情報の取り扱いの規定に違反している場合、すなわち③生命等の保護のため以外の場合に目的外利用しているとき、④番号法第19条（提供制限）に違反して提供しているときに、**も利用停止請求を認めることが適当である。そして、停止措置の内容として、上記①～③の場合には、利用の停止又は消去を、上記④の場合は提供の停止を求めることすることが適当である。

2 情報提供等記録に関する利用停止の特例

情報提供等記録については、**情報提供ネットワークシステムにおいて不法・不当な情報提供が行われていないか等を確認するための情報であって、この記録を利用し続ける必要性が極めて高いものであることから、**~~番号法30条1項により行政機関個人情報保護法36条の規定が適用除外とされた趣旨に鑑み、~~利用停止請求を認めないこととすることが適当である。

【説明】

現行条例では、利用停止請求ができる場合として、保有個人情報を条例の規定に違反して収集、利用、提供されているときを規定している。番号法の施行に伴い、これらの場合に加えて、番号法で特定個人情報の取り扱いについての禁止に違反している場合及び改正後の条例によって目的外利用等の制限に禁止している場合にも、同様に停止請求を認めることが有用である。

他方、情報提供等記録については、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり、適法に取得されたものでないときや目的外利用及び提供の制限の規定に違反しているときが想定されない。また仮にそのような状態で保有されていても、不正な情報提供を行わず、かつ適法な情報提供を安定的に情報提供ネットワークシステムにおいて実現するためには、不法・不正な提供がなされていないか、システム運用上支障の生じる提供がなされていないかなどを確認するために、情報提供等の記録を利用し続ける必要性が極めて高いものである。

【参考】

条例 4 2 条における情報の種類，禁止行為の種類及び措置の概要

	対象法条	情報	行為	措置		備考
1 号	条例 8 条	個人 (特定)	利用 (利用)	利用停止 消去	現行個人 情報 関係	条例 8 条の個人 情報には特定個人 情報も含む。
	条例 10 条	個人	利用			
2 号	条例 10 条	個人	提供	提供停止		
3 号	条例 10 条の 2 I, II	特定	利用	利用停止	特定個人 情報 関係	
	番号法 20 条	特定	収集・保管	消去		
	番号法 28 条	特定	ファイル記録			
4 号	番号法 19 条	特定	提供	提供停止		

※ 情報の区分

「個人」 従来の条例上の「保有個人情報」（保有特定個人情報を除く。）

「特定」 保有特定個人情報

(番号法 29 条, 30 条の読み替え)

行政機関個人情報保護法 36 条関係

読み替え前	29 条 1 項	30 条 1 項
<p>第三節 利用停止 (利用停止請求権)</p> <p>第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると 思料するときは、この法律の 定めるところにより、当該保 有個人情報を保有する行政機 関の長に対し、当該各号に定 める措置を請求することがで きる。ただし、当該保有個人 情報の利用の停止、消去又は 提供の停止（以下「利用停止」 という。）に関して他の法律又 はこれに基づく命令の規定に</p>	<p>第三節 利用停止 (利用停止請求権)</p> <p>第三十六条 何人も、自己を 本人とする保有個人情報が 次の各号のいずれかに該当 すると思料するときは、こ の法律の定めるところによ り、当該保有個人情報を保 有する行政機関の長に対 し、当該各号に定める措置 を請求することができる。 ただし、当該保有個人情報 の利用の停止、消去又は提 供の停止（以下「利用停止」 という。）に関して他の法律</p>	<p>(適用除外)</p>

<p>より特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>一 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、<u>又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき</u> 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>二 <u>第八条第一項及び第二項</u>の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p>	<p>又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>一 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、<u>行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する第八条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</u> 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>二 <u>行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条</u>の規定に違反して提供されているとき</p>	
--	---	--

	当該保有個人情報の提供の停止	
2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人</u> は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。	2 <u>代理人</u> は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。	(適用除外)
3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。		(適用除外)

【現行条例】

(利用停止請求権)

第 42 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第 8 条の規定に違反して収集されているとき、又は第 10 条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 10 条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 第 18 条第 2 項の規定は、前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

第3章 条例独自規定への対応

第10 電子計算機結合に関する制限 (条例第12条)

特定個人情報~~を~~は番号法の規定により「情報提供ネットワークシステム」を用いて情報の提供の求め又は提供を行うことを予定しており、そのための電子計算機結合自体の公益性は法律により担保されていること、また特定個人情報を保有する際にはあらかじめ同法の規定に基づき「特定個人情報保護評価」が義務付けられ、漏えい防止等の権利利益の侵害のおそれについても事前評価が行われることになっている。これらのことから、同システムを利用するために電子計算機結合を行う場合には、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴く~~手続は省略する必要はないものとする~~ことが適当である。

【説明】

条例 12 条では、市の機関が市の機関以外の者との間での通信回線によるオンライン結合を原則的に禁止し、個別に公益上の必要があり、かつ個人の権利利益を侵害するおそれがないと個人情報保護審議会が認める場合にのみ許容することとしている。

一方、番号法では、個人番号を内容に含む特定個人情報については、国が運用する「情報提供ネットワークシステム」を用いて情報の提供を求めることができ、求められた場合には情報を提供しなければならないとされているように、オンラインによって結合を行うことが前提となっている。

また、このようなシステムを前提とした特定個人情報の取り扱いであるため、個人情報の保護の観点から、特定個人情報を取り扱うに際しては事前に個人のプライバシー等に与える影響を予測・評価し、そのような影響を軽減するための措置をあらかじめ講じるため「特定個人情報保護評価」を実施しなければならないこととなっている。

このような法の仕組みを勘案すると、特定個人情報を番号法の情報提供システムを利用する場合の電子計算機結合に限っては、公益上の必要性は番号法により、権利利益の侵害の恐れについては「特定個人情報保護評価」により担保されていると考えられるため、個別に審議会の承認は省略することとしても差し支えないと考えられる。

【現行条例】

(電子計算組織の結合に関する制限)

第 12 条 実施機関は、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときでなければ、保有個人情報の取扱いに当たり、市の機関以外の者との間において通信回線による電子計算組織の結合を行ってはならない。